

【国基準訪問型サービスサービスコード表】

令和7年4月1日施行

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型サービス11日割		1,176 単位	日割の場合	39	1日につき	
A2	1211	訪問型サービス12		(2) 1週に2回程度の場合		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型サービス12日割		2,349 単位	日割の場合	77	1日につき	
A2	1321	訪問型サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービス13日割		3,727 単位	日割の場合	123	1日につき	
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	D211	訪問型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	(1) 1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型業務継続計画未策定減算12		(2) 1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型業務継続計画未策定減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245 /1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224 /1000 加算			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182 /1000 加算			
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145 /1000 加算			

【国基準訪問型サービスサービスコード表】

令和7年4月1日施行

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A2	6381	訪問型サービス処遇改善加算V1	へ 介護職員等処遇改善加算	(5) 介護職員等処遇改善加算(V)	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の 221 /1000 加算		1月につき
A2	6382	訪問型サービス処遇改善加算V2			(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の 208 /1000 加算		
A2	6383	訪問型サービス処遇改善加算V3			(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の 200 /1000 加算		
A2	6384	訪問型サービス処遇改善加算V4			(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の 187 /1000 加算		
A2	6385	訪問型サービス処遇改善加算V5			(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の 184 /1000 加算		
A2	6386	訪問型サービス処遇改善加算V6			(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の 163 /1000 加算		
A2	6387	訪問型サービス処遇改善加算V7			(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の 163 /1000 加算		
A2	6388	訪問型サービス処遇改善加算V8			(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の 158 /1000 加算		
A2	6389	訪問型サービス処遇改善加算V9			(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の 142 /1000 加算		
A2	6390	訪問型サービス処遇改善加算V10			(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の 139 /1000 加算		
A2	6391	訪問型サービス処遇改善加算V11			(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の 121 /1000 加算		
A2	6392	訪問型サービス処遇改善加算V12			(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の 118 /1000 加算		
A2	6393	訪問型サービス処遇改善加算V13			(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の 100 /1000 加算		
A2	6394	訪問型サービス処遇改善加算V14			(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の 76 /1000 加算		